水防協力団体を募集しています。

水防法第３６条にて規定されている**「水防協力団体」**を募集しています。下記について、岐阜市の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、下記までご連絡くださいますようお願いします。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度。平成１７年度の水防法改正により策定され、平成２５年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました。

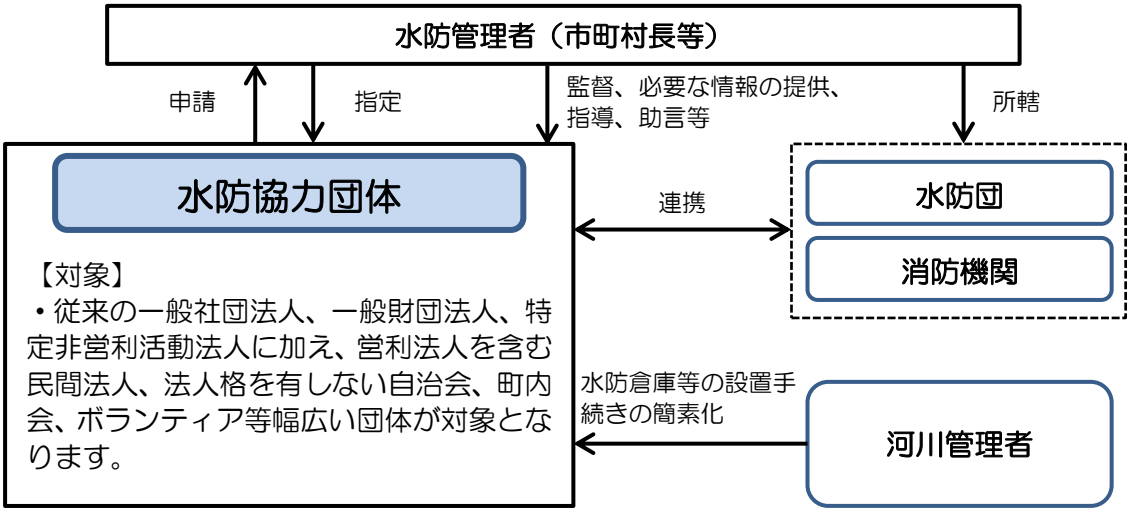

対象範囲及び想定業務内容

対象団体（例）	想定業務内容
建設会社等	水防資器材の提供、巡視、大型土のう作成・運搬等
大型販売店・食品メーカー等	水防資材の提供、支援物資の提供・運搬等
コミュニティ FM	災害情報の放送（住民への呼びかけ）、PR 等
新聞社	水防活動の資料収集・提供、PR 等
大学等	訓練の指導・評価、実効的な水防計画等の検討等
NPO・ボランティア団体	避難所運営支援等
自治会・自主防災組織・婦人会	自治会単位での避難計画作成、自治会と連携した避難所運営計画作成、住民避難誘導、避難所運営、炊き出し等

問い合わせ先

岐阜市役所　基盤整備部　水防対策課　水防対策係
〒５００－８７０１　岐阜県岐阜市司町４０番地１
電　話　０５８－２１４－４８５４
メール　suibou@city.gifu.gifu.jp